

## 令和5年度第2回府中市いじめ問題対策委員会 議事録

- 日 時 令和6年1月30日（火）午前10時から正午まで
- 会 場 府中市役所おもや2階A201会議室
- 出席者 (委員)  
有村委員、石川委員、片倉委員、鈴木委員  
(事務局)  
酒井教育長、隅田教育部副参事兼指導室長  
菅原教育支援担当主幹、濱田教育指導担当主幹、南學指導室長補佐、  
鈴木指導主事、林指導主事、伊藤指導係長
- 傍聴者 1人
- 議 事 1 委員長あいさつ  
2 報告  
(1) 府中市立小・中学校におけるいじめの現状と取組状況  
3 協議  
(1) いじめの未然防止等を図るための取組についての考え方  
(令和6年度)  
4 その他

### 【配布資料】

資料1 府中市立小・中学校におけるいじめの現状と取組状況

### 【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度第2回府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいなか本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員5名のうち、角南委員からは欠席のご連絡いただいておりますが、過半数の出席がございますので、会議は有効に成立しております。

また、事務局からのお願いといたしまして、前回同様、議事録の作成をスムーズに行うために、会議中は録音をさせていただきます。また、記録用の写真も数枚撮影させていただきますので、併せてご了承願います。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元には、次第のほか、本日の資料をお配りしています。過不足等はありませんでしょうか。

事務局からの確認等は以上となります。

早速ではございますが、会議の議事の進行を有村委員長にお願いできればと思います。有村委員長、よろしく願いいたします。

**【委員長】**

皆さんおはようございます。

本日は、昨年6月に第1回を開催して以来のいじめ問題対策委員会の2回目となりますが、前回同様、皆様から様々なご意見をいただければと思います。

また、本日は傍聴希望の方がいらっしゃっています。

本委員会では、内容に応じて会議の公開や、傍聴を認めることとしていますが、本日の会議の内容で、取扱いに注意が必要なものや個人情報を含んでいるものがあるか、確認をさせていただきます。

**【事務局】**

本日の会議の資料及び議論いただく内容で、公開に適さない情報や個人情報はないことをご報告いたします。

**【委員長】**

ありがとうございました。

それでは、事務局からの報告を踏まえ、会議は公開とし、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

**【委員長】**

皆さん意義なしということでございますので、傍聴者の入場をよろしく願いいたします。委員の皆様、少々お待ちください。

それでは議事に入ります。

2の報告の「(1)府中市立小・中学校におけるいじめの現状と取組状況」について、事務局から説明をお願いします。

## 【事務局】

資料1に基づきまして、府中市立小中学校におけるいじめの現状と取り組み状況等についてご説明いたします。

なお、資料につきましては上下段でそれぞれ右下にスライド番号を付していますので、この番号を用いて説明します。

スライドの2は、説明の流れです。

スライドの3、1のいじめの状況についての(1)、いじめの認知件数の推移についてですが、こちらは市立小学校の状況でございます。令和4年度は小学校で792件のいじめの認知があり、令和3年度と比較して121件の減です。

スライドの4、こちらは都内小学校について、いじめの認知件数の推移を示しています。

スライドの5、続いて市立中学校の状況で、令和4年度は37件のいじめの認知、令和3年度から20件の減です。

スライドの6、こちらは都内中学校の状況です。合わせてご覧ください。

本市の小・中学校のいじめの認知件数は前年度と比べ減少していますが、これは教員が軽微ないじめを見逃さないように努めるとともに、いじめ発見のためのアンケートに記載のある事案を全ていじめとして認知するのではなく、全ての事案に対する聞き取り調査等、いじめの未然防止に関わる取組を各学校で組織的に進めていることによるものと考えています。

スライドの7に移ります。(2)の学年別いじめ認知件数については、学年が上がるにつれていじめ認知件数は減少傾向にあり、令和4年度についても同様と捉えています。

スライドの8、(3)の解消しているものの割合については、市立小学校が令和4年度は89.4%で、令和3年度から15.5%の増となっています。

スライドの9、こちらが市立中学校の状況で、解消している割合は中学校が70.3%で昨年度から12.2%の減となっています。解消の判断は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月継続していること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことに基づき行われます。

令和4年度の中学校における解消率が減少した理由としては、いじめを認知してから3ヶ月を経過していないものが全体の約25%あることがその要因の1つとであると捉えています。

なお、これらのいじめについては、その全てについて、令和5年度内に解消していることを確認しています。

スライドの10、(4)のいじめ発見のきっかけについてでございますが、市立小・中学校ともに、アンケート調査等によるものが一番多い結果になっています。

また、中学校で「担任以外の教員」による発見が多いのは、教科担任制や部活動顧問など、学級担任以外との関わりが多いことによるものであると考えています。

スライドの11、(5)のいじめられた児童・生徒の相談状況でございますが、市立小・中学校ともに学級担任に相談が多く、続いて保護者や家族等に相談が多い状況です。中学校では、学級担任に相談している割合が都の平均値と比較して28.4%低いことから、日頃から学級担任がコミュニケーションをとろうとする態度でいるかどうか重要であると考えています。

スライドの12、いじめの態様については、市立小・中学校ともに、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の項目が一番多く、小学校では76.6%、中学校では73.0%です。

スライドの13、小・中学校の取組について説明します。各学校の令和5年度の取組状況については、6月と11月、年2回調査を行っており、18の項目について調査した結果を円グラフとしてまとめています。6月は少し色が薄いですが黄色、11月は緑で記載しています。本調査は、教員が一人一人回答し、その結果を各学校で取りまとめ、各学校の管理職が0、1、2の3段階で評価をし、指導室へ報告するものです。

ここからは、小・中学校の具体的な取組について報告します。

スライドの14、小・中学校の具体的な取組についてのア、府中市いじめ防止対策推進条例に基づく子どもたちへの指導ですが、後ほど市教育委員会の取組の部分でも説明を行いますけれども、条例に基づきいじめ防止等の指導を徹底しています。

イの実態に応じたいじめ防止基本方針の方針については、条例や府中市いじめ防止基本方針に基づき改定を行い、保護者会や学校ホームページ等で周知しているところです。このア及びイの取組については、全ての学校で実施をしています。

スライドの15、ここからのウからキについては、各学校の取組事例としてご紹介させていただきます。

ウ、いじめやいじめの疑いのある事案発生時の組織的な対応の徹底について、各学校では、学校いじめ対策委員会を核とした組織的な対応を行っていますけれども、この学校ではいじめ認知の流れについて、学校独自でフローチャートを作成するなど工夫して取り組んでいます。

エ、教員による全児童・生徒の面談について、教員が分担をして、全員面接を実施している学校がございます。また、児童・生徒が、教員を指名できるような工夫をしている学校もあります。

スライドの16、学校生活アンケート等の実施について、各学校では年3回児童・生徒向けに、アンケート調査を行うこととしていますが、ある学校ではタブレット端末を活用したアンケート調査を実施しています。この調査は、「こころの天気予報」として実施し、児童・生徒が今の気持ちや、相談したいことの要望の有無等についてタブレット端末を通して回答するものです。

スライドの17に移りまして、タブレット端末を通して回答された内容は随時更新され、図のようにまとめられます。これを教員が確認し、相談要望の有無や児童・生徒の今の心の状態等を迅速に把握することができます。

スライドの18に移りまして、学校では、先ほどのアンケート結果を基に、学校いじめ対策委員会で対応を検討・協議し、未然防止、早期発見及び早期対応の取組に生かしているところです。

スライドの19のカ、保護者・地域と連携した対応について、学校いじめ防止基本方針とともに府中市いじめ防止対策推進条例の趣旨を保護者会等で説明するなど、見守り体制の協力を依頼しています。

また、学校いじめ防止基本方針を年度ごとに更新していく際に、スクールコミュニティ協議会や学校運営協議会等で地域・保護者から意見聴取を行い、その内容を反映している学校もございました。

キの生徒会によるいじめ未然防止の取組については、2つの事例を紹介します。

1つ目が、年2回実施している生徒会リーダー研修会において、より良い雰囲気作りに向けた取組や、いじめ撲滅に向けた取組などを各学校が発表、共有し、生徒会の役員が自身の学校での取組に生かしていくといったことを行っています。

続きまして、スライド20の(2)、市教育委員会の取組について説明します。府中市いじめ防止対策推進条例につきましては、先ほどご説明いたしましたが、令和5年の4月1日に施行しており、市民への周知啓発をしながら子どもたちを社会総がかりで守るということを発信しています。

イのいじめ防止等の取組を確実に実施するため、リーフレット等の資料を作成、配布するとともに、教職員に対しては、課題改善に向けた取組をまとめた資料を作成、周知しています。また、児童・生徒及び保護者に対しても、不安や悩みがあるときの相談窓口を連絡先一覧として周知しています。

なお、この相談窓口の連絡先一覧については、児童・生徒のタブレット端末を立ち上げますと、最初のページに自動的に表示されるよう設定しています。

スライド21のウ、府中市いじめ防止対策推進条例に基づき、各学校におけるいじめ防止等の取組が確実に行われるよう支援することについては、学校から市教育委員会にいじめ対応等についての報告があった際には、連携して対応を随時進めているところです。

エの子どもが安心して生活できる学校作り検証事業については、東京都の事業を活用し、現在市立小学校1校に「いじめ対応サポーター」という方を配置し、いじめの未然防止や早期発見早期対応の視点から、教職員への助言、それから児童の観察、対応記録等の作成を行っていただいているところです。

なお、この配置しているサポーターは校長職を経験しており、学校経営の視点も含めて学校管理職に対して助言をいただいています。

スライド22のオ、スクールロイヤー制度の導入による未然防止と早期解決については、令和5年度から導入したスクールロイヤーを活用して、いじめ対応等に関する学校管理職向けの研修会の実施や、いじめ対応等に関する法務相談等を実施しています。

カのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談、児童相談所、民生児童委員、保護司、警察等の関係諸機関と連携した対応については、生活指導主任会に、こうした方々が毎回全員ではありませんが、御参加いただき、円滑な連携に向けて情報交換等を行っているところです。

スライド23、小学校第5学年及び中学校第1学年の児童・生徒へのスクールカウンセラー全員面接の実施については、年度当初から実施しますが、実施に当たっては事前のアンケートを行い、児童・生徒の状況を把握した上で面接の順を、対応が必要な児童・生徒を早い時期に設定するなどして、順次、面接を実施しています。

クのいじめの月例報告の様式の改善については、各学校が市教育委員会に報告する様式を昨年度改善し、それを基に校内でも円滑に情報共有できるよう、修正をしてきたところです。

ケの校長会等における市全体の取組状況に基づいた指導助言については、指導室長から、他市の重大事態報告書等を踏まえた課題の改善等に向けて指導助言を実施しています。

スライド24、生活指導主任会における効果的ないじめ防止等に向けた研修、検討及び協議については、本市は年9回、生活指導主任会を実施し、そのうち3回を主にいじめ不登校対応について協議をする会として設定をしています。令和5年度は、府中市い

じめ防止条例の施行初年度ということで、こちらの内容理解や学校いじめ対策委員会の運営方針等について協議しました。

スライド25のサ、若手教員育成研修会等における研修の実施については、スライドにあるような資料を使って、いじめ防止等の取組を年間研修計画に位置付け、実施しています。

スライド26の3、今後の対応につきましては、アの府中市いじめ防止対策推進条例に基づき、子どもたちを社会総がかりでいじめから守る取組を継続し、今後も条例やその対応等について周知啓発してまいります。

イの教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知については、日常的な対応観察から子どもの些細な変容を見逃さず、迅速な支援につなげられるよう、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応を実施するとともに、心や体調の変化を早期発見・早期対応のための「心の健康観察」を実施していきたいと考えています。

スライド27、認知したいじめの全件対応の徹底については、認知したいじめの解消の判断に至るまで、被害の子どもへの支援及び加害の子どもへの指導を継続することとなりますが、市教育委員会は随時対応状況の報告を学校から受け、状況を把握し、学校のいじめ対応について指導助言してまいります。

エの子供と教職員の信頼関係の構築については、子供たちが躊躇なく教職員や大人に相談できるよう、環境作りに努めてまいります。

スライド28のオ、関係諸機関との連携強化については、引き続き、連絡会等において情報交換や意見交換を行い、いじめ防止等の取組の強化を図ってまいります。

カの安心で魅力ある学校作りの推進については、いじめの未然防止の視点から、特別活動を核として、教科等横断的な指導をしてまいります。

最後に、キの豊かな情操と道徳心の育成については、引き続き、子どもたちが互いの人格を尊重し、思いやりの心を持って他者と関われるような全教育活動を通じた教育を目指してまいります。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

#### 【委員長】

ありがとうございました。

事務局からデータや取組の状況、そして対策を説明いただいたのですが、すごくわかりやすくいろいろなことを感じ取ることがあったと思います。

委員のみなさんからは、多くのご意見等をいただければと思います。

### 【委員】

いじめの課題、子どもの課題はいろいろあるのですが、そのベースにある子どもの権利、人権教育は、日常的にどんなふうに取り扱われているのかなというのを伺えればと思います。やはり相手も大切にする、自分も大切にすることが大事で、それが実感できないと起こることもあるような気がするので、そこはどんなふうにされていますでしょうか。

### 【委員長】

大きな視点で、ご専門の立場からのご質問と思いますが、事務局から、人権教育についての説明をお願いします。

### 【事務局】

子どもたちが、人権教育を通して、自尊感情や自己肯定感、自己有用感を持つことは、非常に大事なことだと思っています。

特に、道徳の授業において、他者を思いやることだけではなくて、多様性を認め合うといったようなことを、学習を通して行っています。

また、共生社会の実現に向けてということで、当然特別支援も含めて、子供たちが他者について考えたりといったような取組も推進しているところでございます。

さらには、今年度、人権尊重教育推進校ということで、東京都を代表して市立小学校1校がその研究発表を行う予定ですので、その概要もご説明させていただきます。

### 【事務局】

令和4年度、5年度に、府中第九小学校が東京都の人権尊重教育推進校の指定を受けており、研究に取り組んでいます。

ちょうど来週が研究発表になるのですが、その中では障害者であるとかそれから外国人、そのような人権課題を取り上げて、子供たちが人権課題に気がついてその解消に向けて実際に行動に出ていけるような内容や、そういった態度を育てるとか、それから日常的な授業の中で子供たち同士が関わり合う中でいろいろな意見であるとか、自分や他の友達を大切にするとか、そのようなところにも目を向ける機会を作っていくことで、1つ1つの人権課題の解消を目指すという取組もそうですし、日常的ないろいろな、様々な取り組みの中で広く視点を育ていくというような取組を進めていくものです。



**【委員長】**

非常に良い情報でしたね。

それ以外でも何かありますでしょうか。次に、委員いかがでしょうか。

**【委員】**

先日、7年ぶりぐらいにですが、府中市の中学校で人権教室を開催いたしました。

人権についての各学校での取組を今回確認しましたが、6月時点で少し欠けていたところが11月で100%になっていますので、取組が浸透しているのかなど、非常に好感を持って見させていただきました。

今回の報告についての質問です。

いじめの状況の(1)で、中学生のところについて、いじめの件数は減っているけれども解消した割合が急落している点と、先ほど、3ヶ月以内に解消しているものが減ったというようなお話をいただきましたが、その他に具体的にどういったことでこうなっているのか。例えば令和元年度のように件数が少ない中で解決していないものが3件、4件増えたらそれはパーセンテージがどんどん落ちるといような話なのか、あるいはその中身が深刻化しているので、その3ヶ月以内で続けて起きてしまったのか。内訳についてわかるのであれば教えていただければと思います。

**【委員長】**

いじめの状況に関する中学校の解消率や内訳についてですね。事務局お願いします。

**【事務局】**

中学校のいじめが解消をしている割合についてお答えいたします。

いじめの解消については3ヶ月の経過が一つの条件になっているため、1、2、3月に認知したいじめについては年度末まで解消の判断ができません。令和4年度においては、中学校のいじめの認知件数全体の約25%が1、2、3月に発生しているため、年度末の判断はできない状況であり、割合を引き上げる結果となりました。なお、令和5年度内に入りまして、この3ヶ月に認知したいじめについては、解消という判断をしているというところです。

また、継続事案として、様子を見守るということであえて解消の判断をしていない事案などもあります。重篤な事案というのは発生していません。

**【委員】**

要するに、令和4年度は1、2、3月の認知件数が多かったということですね。わかりました。

**【委員長】**

少しずつ教育活動が進んでいく中で解消が進んでいくという理解もあるのでしょうか。

**【副委員長】**

大変ご丁寧な説明をありがとうございました。

全体として、令和3年度に比べ令和4年度はいじめの件数が減っているということで、これは大変安心しました。コロナの影響などで人間関係の構築とかいろんなことが話題になっていますけれども、こうやって府中市のいろんな取組の中で、軽微ないじめを見逃さないってことで早めにヒアリングをしたりといったことが功を奏しているのではないかなというふうに感じました。

資料を拝見し、少し細かいことになりましたけれども教えていただければと思います。

スライド21で、いじめ対応サポーターの話がありました。このような方を配置するということは、とても先駆的だというふうに思いますけれども、具体的な運用を教えていただければと思います。例えば、この方は週何日ぐらい配置されているのかとか、また校長経験者ということでしたけれども、子どもたちに、この先生はどういう立場で学校を巡回していて、こういう相談とかしてもいいんだとかですね、どんなふうに周知したり、あるいは保護者の皆様に周知していらっしゃるのかというのを、具体的に教えていただきたいと思いました。

また、具体的な取組として、例えばこの方が学校を巡回することによって、いじめを早期に発見したり解消したような例があるのであれば、少し教えていただきたいなと思います。

それからアンケートのことで、スライド16だと思いますが、タブレット端末を使った取組が紹介されていました。私もタブレット端末が子どもたち全員に配布されて、活用していくということでいろんな可能性があると思います、関心があります。このアンケートが、タブレット端末を使ってどのぐらいの頻度で行っているのかを確認したかったことと、少しこのアンケートから離れてしまうかもしれませんが、このタブレット端末を使って何か子供たちの困り事が書き込めるような形になっているとか、少し発展的な使い方をしていただければ教えていただきたいと思います。

最後に、スライド14あたりだと思いますが、各学校のいじめ防止基本方針を毎年見直すというのは大変熱心な取組だと思いますが、このあたりは例えばこういうところが足りないからこうしてとか、何か教育委員会の方で指導するようなことをことがあるのかといったあたりも、教えていただけたらと思います。

以上3点、お願いいたします。

#### 【委員長】

3点ですね。ありがとうございました。事務局からお願いいたします。

#### 【事務局】

3点のご質問の1点目、いじめ対応サポーターについてですけれども、具体的には週4日勤務しています。子どもたちには、勤務初日に全校集会の中で、事業名は学校いじめサポーターですが、「学校応援サポーター」という名前で紹介し、「困りごとがあったときにお話を聞いてくれる方だよ、みんなの学習する環境を見守ってくれる方だよ。」ということを校長先生から丁寧に説明いただきました。また、いじめ対応サポーターご自身からも、子どもたちに対して、分け隔てなく声をかけてくれると嬉しいという話をしていただきました。

実際にいじめサポーターが活動している現場を視察しますと、休み時間に子供たちと一緒に遊んでいる姿とか、積極的に子どもたちが声をかける姿がありました。

なお、保護者に対しては、学校だより等で周知をしています。また、事例というところでは、具体的に対応を進めるという事案は今のところ報告を受けておりませんが、子どもたちの少し気になる様子等については、随時、担任と連携し、対応していると聞いています。

2点目のアンケートについてですけれども、タブレット端末を活用したアンケートとして、「心の天気予報」を実施している学校では毎月実施しています。

また、同様の形式のアンケートについて、毎月タブレット端末を活用して実施している学校があります。さらに記述式で詳細の状況等を書けるような形式を作っている学校もあります。

3点目の対応方針の見直しについてですが、こちらは、生活指導主任会等で見直しの視点等についても情報交換、協議をしています。また、参考として、その中でよく出る話題としては、SNS関係の対応、外部関係機関との連携などがあり、市教育委員会としても対応を進めていきたいと考えています。

以上3点になります。

**【副委員長】**

1点だけ確認ですが、このタブレット端末によるアンケートは、現在はモデル事業みたいな感じでやっていて、今後府中市全体に広めていこうという取組なのか、学校ごとの裁量でやっている取組なのか、教えていただきたいです。

**【事務局】**

資料でご説明した事例は各校で考えた取組で、あらかじめモデル事業として位置付けたものではありませんが、心の健康観察については、この取組をベースとして、市全体の取組としても進めていきたいと考えています。

**【副委員長】**

ありがとうございます。

**【委員】**

タブレット端末に関して、質問よろしいでしょうか。

**【委員長】**

はい、どうぞ。

**【委員】**

アンケートの実施が毎月ということですが、アンケートでの設問は「今週の」と書いてあって、いつの時点のことを子どもたちは記入することになるのか、その日のことなのかその月のことなのか、またはその週のことなのか、どのような決まりがあって、子どもたちがどう感じているのかというのを教えていただければと思います。

**【事務局】**

全校的に実施する日を決めており、現在は週の初めに実施をしていると聞いています。子どもたちに、今週を迎えて今どんな気持ちでいるのか聞いているものです。

**【事務局】**

補足ですが、まず、「心の天気予報」を実施しているこの学校では、いじめのアンケートは別に行っています。

そのような中で、日常的に不安になったりということを経験し、早くキャッチしようというところを目的に、タブレット端末を活用した心の天気予報を定期的に行っています。昨年度から試行実施をしながら、どのぐらいのタイミングでこれをやっていくと子どもたちにとってよいのかということを検討し、月1回を基本に実施しています。

また、アンケートの実施のタイミングが週の頭というのは、未来系の聞き方で、今週、楽しみだと思えるのか、負担だと思えるのか、いやだと思えることや心に引っかかっていることはないかということ、現在の気持ちも含めてですが、聞くものとご理解いただければと思います。

**【委員】**

わかりました。

**【委員】**

お話がありました「心配ごとがあるよ」という場合は、スライド17の右側にあるように、黄色でうすく色がついて、これは注意喚起のためだと思えますが、ここから具体的に何かつなげるものはあるのでしょうか。

**【事務局】**

アンケートにそのように答えるということは何があるということ、担任が個別に面談をしたりといったことにつなげています。

**【委員】**

子どもたちがタブレット端末で具体的な心配ごとを入力するということではなく、それを見た先生が個別にケアするということで、わかりました。

**【委員長】**

では、私からも2点ほどお願いします。

1点目は、スライド11のいじめの状況ですが、誰に相談したかという相談状況がありますが、先ほど、特に中学校は担任に相談するのが都より低いというご説明がありました。

こちら、下の部分を見て、ちょっと私が気になる「誰にも相談しない」と回答した割合が13.5%となっています。この割合が中学生に多くて、これをどう理解するかとい

うのはすごく難しい問題ですけれども、注意する必要があると思っ  
ておいて、そこは市教育委員会として指導する立場でも気をかけてもらいた  
いです。

それからもう1つはちょっと意地悪な言い方かもしれませんが、ス  
ライドの13で、11月の結果は全ての項目で大きいということですよ  
ね。ただ、本当にそのようなことがあるかなって言うのはちょっと思  
うんですね。校長先生のご判断で各教員が一人ひとりやったこと  
を各学校で集約して、それをまとめた報告ということですが、これ  
でいじめ対策が順調に進んでいるかという、そんなに簡単な話では  
ないです。私が気になったのはこの数値と、先ほどの「誰にも相談  
してない」という割合を見て、本当に子どもたちの内面は見ていま  
すかという、ちょっと意地悪ですけど、そういう見方をしたいん  
ですね。

この2つは、ちょっと難しい問題をはらんでいるのではないかと  
いう危惧を持っていますが、もしご見解があれば教えていただければ  
と思います。

#### 【事務局】

1点目の、「誰にも相談していない」という回答の捉え方ですが、や  
はり課題であると認識しています。そのため、まずは、教員の認知を  
進め、その子の状況に応じた教員以外の相手先として、スクールカ  
ウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携して、個別の  
対応を進めるということ、今後も行っていきたいと考えておいま  
す。

2点目のスライド13のグラフについてですが、この11月の時点  
で3段階評価のうち、肯定的な評価の1と2を合わせた評価を記載  
したものです。

取組を進めている状況ではありますが、少なくとも0と回答した  
学校はないというところで、全ての学校において、多少の差はある  
かとは思いますが、肯定的な評価をしているということで、ご理解  
いただければと思います。なお、1と回答した学校については、  
指導助言等を進めながら、2の評価になるよう連携して進めてま  
います。

#### 【委員長】

ありがとうございます。ぜひよい見方ができればというふうに  
思っております。

それで、ここから協議に移りまして、委員の皆様から、府中市  
としてこれからここに力を入れてほしいといったことや、こうい  
う課題があるんじゃないかといったご指摘をいただくとありがた  
いなと思っています。

教育委員会の皆さんにはご苦勞をおかけするかもしれませんが、  
厳しい意見を受けていただいて、府中市の子供たちが安心して学  
校生活を過ごせるという、資料の最後

にそういうことが書かれておりましたので、それができるような魅力的な学校作りにつながるような方策を伺えればと思っています。

### 【委員】

資料のスライド23で、校長会においていろいろな取組とか指導、助言ということを行っているということで、他市の事例を踏まえての事例検討みたいなものも含まれていると思いますが、子どもたちと対応する先生方の対応の仕方というのが、一番難しいと感じます。

子どもがアンケートなどで記載して訴え、何かあるって気がついたけれども、その子と話をしてもなかなか話さないとかいろいろなことがあるので、先生方の対応についての研修といったものは何かあるのか、伺わせていただければと思います。

また、研修があるとしたらどんなやり方で、それからそのやり方を今後どうしていくのかみたいなことも併せて伺えればと思います。

そして、もう1点お願いします。いじめサポーターの方の活動はわかったのですが、校内でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭といじめ対応サポーターがどのように位置づけられているか、それぞれの職種が、子どもたちから聞いた情報をどのように共有しているのかが知りたいです。その情報を組織的な取り組みに反映していくことが必要ではないかと思っています。

自分の経験からは、相談した内容を先生たちに言ってほしくないという子供がいるので、そうしたことをどう校内で対応していくのか、そこら辺がすごく難しいものなので、実際の対応について伺わせていただければと思います。

### 【委員長】

はい、ありがとうございます。

研修や校内の体制、またスクールカウンセラーなどと先生の関わり方や実態についての質問をいただきました。事務局、お願いします。

### 【事務局】

1点目の研修のあり方については、東京都教育委員会が出しているいじめ総合対策という冊子の下巻が事例検討になっており、若手教員育成研修の場面で、こちらの事例を用いて、対応状況を受講者に考えてもらっています。また、その後のグループ協議で意見交換を行い、全体発表して、改めて対応を考察する流れになっています。

2点目の、学校の中での情報共有や対応については、今年度、いじめの対応状況について報告する様式を、学校内で円滑に共有を図れるような形に変更し、いつ誰が相談を受けていつ認知をしたか、またどのような対応状況であるか、解消については3ヶ月後を見通してどう対応していくかというのを記録する用紙、こちらを電子データでファイル化してございまして、スクールカウンセラー等が実際に生活指導部会に参加し、報告用の様式等を基に、情報共有や対応を検討する流れとなっています。

以上です。

**【事務局】**

委員長、補足でよろしいでしょうか。

**【委員長】**

はい、どうぞよろしく申し上げます。

**【事務局】**

先ほどの研修の話ですが、あくまでも初任者研修や年次研修は、机上のものなので、各学校では校内研修を年3回実施しており、その中で、例えば教育相談といった部分についてはスクールカウンセラーを講師とし、子どもとどのように関わっていけばいいのかということについて、研修を行っています。

委員からのご意見を踏まえ、令和6年度は、必ずそのような研修を全校に位置付けるように進めてまいります。

**【委員】**

関連して、もう1点申し上げます。

若手教員の方の対応に関する研修はとても大事ですが、ベテラン教員の方々にもぜひ考え方や対応の仕方といった研修の機会があるといいのかなと感じます。先生方はいろいろとお忙しいとは思いますが、お願いできればと思います。

**【委員長】**

ご意見のあった内容について、指導室で何か準備していたり、実施していることはあるのでしょうか。



### 【事務局】

中堅教員向けの研修では、それらの内容も含め、採用後10年目に実施しています。また、校内研修では、若手からベテランまでというところで、実施しています。本日いただいたご意見を基に、しっかりと学校にも指導していきたいと思います。

### 【委員長】

ありがとうございます。

非常に大事な視点をいろいろ議論ができて嬉しく思います。

### 【委員】

先生方の研修について、私も非常に大事だと思っています。

人権作文発表会に応募された作文を見ていますと、学校ごと、それから先生ごとに、子供たちの問題に対するその対応の仕方がずいぶん違うというのは非常に感じています。

人権作文発表会は、人権意識の啓蒙とともに、優れた作文を選ぶというのがもちろん発表会の主たる目的になるわけですが、府中市の場合は全応募作文を人権擁護委員が読みますので、現状でその人権に対する何か問題が発生しているかどうかというのを発見するという意味も非常に大きいです。

やはり一番大きいのはいつの時代もいじめであり、人権作文の中でいじめに関するものも非常に多く出てきます。その中には、今現在いじめられているというような作文があったりもします。その場合は各校長先生にきちんと報告していますが、大概はちゃんといじめが解消されています。それぞれ対応されていて、丁寧な先生ですとその作文に付せんを貼って、この件はこういう対応をされていて大丈夫ですよというようなことを人権擁護委員に対して発信してくれたりもします。ただ、中には、これは明らかに読んでいなくて、集めて袋に入れて出したなというものもあります。

優れた作品を選ぶのと、その子の作文を読んで吟味するというスタンスは違うとは思いますが、課題意識をもって各学校でも取り組んでほしいなというのが一点あり、これは質問ではなくて意見を申し上げたということになります。

もう1つ、先ほど聞くのを忘れていましたが、スクールロイヤー制度について、どのような方が週何回とか、あるいはどこで行うというものでしょうか。ちょっとそこをお聞かせください。

**【委員長】**

事務局どうぞ。

**【事務局】**

今年度からスクールロイヤーの制度を導入しまして、学校における諸課題の初期対応において、法務の専門家からのアドバイスを受けることで、その課題解決を速やかに行うことを目的に導入したものです。その中の相談内容の1つとして、いじめに関するものも含まれています。

相談の頻度は、現在月に1回、スクールロイヤーの弁護士の方にお越しいただいて、会って相談する相談日を設けています。その他、メール相談や電話相談という形で、その相談日とは別に、少しでも早くアドバイスを聞きたいと言った場合に行うというような不定期な形で実施しています。

また、スクールロイヤー制度とは別に、学校管理職向けの研修というものも行っておりまして、学校での諸課題に対する初期対応の視点や、どのような観点から見立てを行い、対応していくべきかといった内容で、スクールロイヤーを講師として研修を実施しました。

以上です

**【委員】**

スクールロイヤーは各校一人ですか。

**【事務局】**

こちらは市全体で一人の運用です。

**【委員】**

市全体で一人ということで、それを月1回、どのように回しているのでしょうか。

**【事務局】**

運用方法といたしましては、定例の直接会って行う相談は、相談を希望する学校を受け付け、実施しており、メール相談・電話相談等で月2件程度、面談での相談は、月3件程度という状況です。なお、先生方には、どのようなことが相談できるのか、そのあんばいが伝わりにくいところがありますので、積極的に活用してもらえよう、今後も努めていきます。

**【委員】**

月1回の相談というのはどこで実施するでしょうか。各校でしょうか。

**【事務局】**

失礼しました。

現状は、主に市役所内で実施しており、学校担当の指導主事や校長等の学校管理職にもその案件に応じて出席をいただき、現状の聞き取りを行って実施しております

**【委員】**

よくわかりました。ありがとうございました。

**【委員長】**

スクールロイヤーについて、私も聞いてよろしいですか。

ご存知の方もいると思いますが、国の方もこれをかなり推進しているという状況で、府中市が専門家の方にお問い合わせするという、すごく良い政策というか考え方だと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。ただ、実際お話がありますように、校長先生やそのほかの先生方が一番気になるのが、事務局からの説明でも「あんばい」という言葉が使われましたけど、そこがすごく大事です。

いじめの問題について、ちょっと校長としては不安だなというときに、いきなり教育委員会に話をするのもよいのかもしれないですが、ちょっと躊躇することがあったりするときがあると思います。

その前の段階で、どのようにしたらよいかというときに、私が知っている話では、相談できるスクールロイヤーを区で契約して複数名配置し、校長先生がいつでも弁護士に相談することができるという事例を聞いたことがあり、非常によい判断の材料になるようです。

府中市として、まだ重大事態に頻繁に直面することはないから、1人が月に1回の相談という状況でよいかもしれませんが、これは1回起きてしまうと、とても間に合わないと思います。そのようなことを考えたときに、今後の展望として、いわゆる予防的な対応として、校長先生など学校の先生が気軽にこれどうなんだろうっていうことを相談できるセッションを作ってあげるということはすごく重要ななと思ってお聞きしたところです。

なお、そのためには相当の予算もかかりますので、これを確保しないといけないところもありますが、やはり未然防止ということを考えることは絶対必要だと思います。議会も関係することがあるかと思いますが、理解を求めながらやらないといけないところがあると思います。

そのほか、いかがでしょうか。

#### 【副委員長】

先ほどの、誰にも相談していないというのが中学生で 13%という数字がありました。私も東京都の対策を考えたとき、今から約 10 年前ですが、東京都の子供たち 9,000 人にアンケートを取ったときは、30%前後というもっと高い数字でした。今回の府中市の数字を拝見すると、小学生などは誰かに相談するようになったのかなという、逆の視点で数字を見ました。

また、2016 年度からスクールカウンセラーによる小学校 5 年生、中学校 1 年生、高校 1 年生の全員面接をしようという方針も、そのような背景があっただけです。いろいろな窓口ができて、さらに充実していくといいなというふうに思いました。

そのことと、あと先ほどからいじめに関する研修や教員研修の話であったり、スクールロイヤーの話もあつたりしましたが、いじめの問題や重大事態などが起きると、そのお子さんの保護者の方が大変心配されて、いろいろな思いの中で学校へご相談されるわけですね。

そして、その対応にあたる担任の先生や学校では、様々なことが必要になりますので、保護者の方への対応や支援ということを十分視野に入れた研修ができるといいなというふうに思います。

また、少しお子さんに発達的な特徴がみられるというようなこともあります。もちろんそういった特性があるからいじめが起きるといった、そんな単純なものでは全然なくて、そんなことをいうつもりはないんですけれども、ただやはり担任の先生とかがどのようにその子たちをアセスメントしながら、必要となる対応ができたり、人間関係の構築のための支援が行えるかといったなどといった点についても、研修が必要だなと思っています。

あと、もしできたら先生方に 1 回、いじめ対応について苦労されてることは何かとか、心配なことは何かとか、うちの学校はすぐにチームとして対応できる体制になっているとか、そのようなアンケートを年 1 回ぐらいは取ってみてはどうかと思います。もちろん、どこまでそこに書き込めるかっていうのはあるかもしれませんが、もう一歩踏み込んでいった方がいいなと思います。

## 【委員長】

ありがとうございます。

私からも一つの提言ということでちょっとお話をさせていただきます。

私は大学で教員免許を取得する学生たちを指導しているので、これから現場に行く人たちにはぜひ先生力をアップしてほしいと思っています。先生と呼ばれる意味は何なのか、子供たちはやはり先生に憧れだったり学ぶ姿勢があったり、そういったことはすごく重要な意味を持っているというふうに思います。先ほど述べたことにこだわって恐縮ですけど、やはり担任の先生に相談する件数が少ないのは、先生方に対して何かがあったりするかもしれないというところがあります。思春期の子どもたちは、ある意味では成長段階で当然のことと思いますが、先生方の先生力アップという点をいろいろな機会に指導いただければありがたいです。

研修とは何なのかと、言葉からすると2つあるわけですよ。研究と修養です。だから先生たちは研究ということをしなきゃいけない。自分が専門とすることに対してやはり非常に精密、深いものを持っていく。これは縦のラインとしていいと思います。

そして、修養は横のラインだと思います。人間的な修養をする、私は学生たちにはそれがいわゆる皆さんにいう先生力というもの、それを修養しなきゃいけない、ということです。

具体的にどうするかということで、私は大きく2つカギがあるというふうに思っていて、1つは、このアンケートとかそういうことも大切ですが、まず子供をよくみてほしいということです。先生というのは、見るということを全ていっぺんにやる必要があるわけですよ。特に小学校の先生がそうです。ですから、ただ見るだけでなく客観的に見る必要もあるし、ときにじっと見る必要がある。そういうことから、まず先生がよく見てほしいということです。

経験した事例では、ある学校で、先生の授業を見てほしいと言われて、授業はすごくよくやられて良かったんですけども、先生にどんなことが困っているか聞いたら、子どもへの声のかけ方がすごく難しいということをおっしゃった先生がいました。教室にちょっと早めに来て、子どもたちが来る様子を見て、「おはよう」と声をかけたりしてはどうですかという話をさせていただくことがあります。その先生は、しばらく早く来て様子を見ることを続けられたらですね、子どもが変わってきたって言うんですね。いろいろ話してくれる。つまり、朝10分か15分ぐらいゆっくり子どもを見る時間があってから授業に入る。子どもがどんな表情で来たんだらうって見ると、授業の反応も変わってくるわけですね。

もう1つはですね、先生たちの研修というのは特別にどこかでやるものじゃなくて、毎日が研修なんです。ですから、ちょっと若手の先生とかベテランの先生でも、あの子気になったと思ったら、そのとき立ち話でもしてほしいですね。その中で解消することはいっぱいあります。

そのことを考えたときに、先生たちは、毎日、学校のフィールドがもう研修の場だと理解すればすごくわかりやすいのではないかというふうに思っていて、先生力のアップのためにですね、この2点がすごく大事ななというふうに思って申しあげました。

それでは、もう少し時間がありますので、意見や提案などをいただく時間としたいと思います。

#### 【委員】

提案ではないのですが、もう1つ少し引っかかっておりますのは、いじめ問題に関していろいろなところで出てくる考え方で、基本的に3ヶ月で終結するのかどうかということ。3ヶ月で終結したものは何件っていうのは出てきますが、子どもの問題については、一度取まっても再度表面化することがありますよね。出てきて悪いわけではなくて、そこをまた対応していくのが子供の成長になると思いますが、再発という言葉もよくないですけど、終結した後もう一度そのようなことが、同じお子さんのクラスの中で起こるとか、そういうことは今までないのかどうか、どのような現状かお伺いしたいと思います。

#### 【委員長】

事務局いかがでしょうか。

#### 【事務局】

3ヶ月という期間、やはり1回謝罪して終わったからおしまいっていうことでなく、1ヶ月後とか2ヶ月後にお子さんの状況どうですかという形で聞き取りをし、まだ気にかかることがあるとあったことであれば、当然3ヶ月では終了しません。これは学校としてもそのような対応しています。

話をしながら聞いていくうちに、そういう状況はなくなって、保護者の方も、うちの子は安心して学校に行けていますという段階で、いわゆる解消としますが、当然子供たちの人間関係というのは複雑で、その子が加害者になることもあるかと思えますし、ま

た同様な被害者になることもありますので、再発するということを前提に、しっかりと子どもたちに見守っていくということが大事だと考えています。

なので、事例として再発があるかといったところでは詳細を把握しているものはございませんが、あるものとして捉えています。

**【委員】**

現場でみんなそう思っているというのが、すごく大事かなと思います。

終結というと、あ、終わったってなってしまうがちなので、そこら辺を少し先生方にわかっていただけるといいのかなと思っております。

**【委員長】**

よろしいですか。はい。

**【事務局】**

本当にその通りで、市教育委員会としても、何度も何度も校長会などで、謝罪が終わったから終わりじゃないです、3ヶ月何もないから終わりじゃないんです、しっかりとその保護者の方どう思っていますか、お子さんどう思っていますかと、そこまで丁寧にやりましょうということを指導しています。引き続き、いただいたご意見を踏まえ、対応してまいります。

**【委員長】**

いかがですか。

**【委員】**

私からはないですが、今日は非常に勉強させていただいて、ありがたいなと思っています。また、スクールロイヤーについては非常に詳しくお伺いできて、よくわかり、嬉しかったです。

**【委員長】**

先ほどあったスクールロイヤーですが、国の財政措置もあったかと思います。私自身も導入している区や市のことをちょっと聞いたりもしていますが、非常に助かっていて、ある区では、教育委員会事務局内に席があり、そこで週3日ほど日常的な相談ごとに法的な立場で助言されているということでした。

非常に多様に、いろいろな活用の仕方がありますが、専門家の先生が教育の立場とは違った視点、立場で教育活動や子どもたちをサポートするというシステム、それが大事だというふうに思っています。

#### 【委員】

私自身が児童相談所にいたときの経験からも、身近に弁護士の方がいらっしゃると、その法的な知識だけではなくて、いろいろな人との対応とか話し合いの仕方とか、それから相手の方についての考え方などについて、ソーシャルワーク、心理学とは別の視点からもいろいろアドバイスがいただけました。弁護士の方が来てくださるようになった当初は、児童福祉司や児童心理司は何を聞いていいかわからなかったものが、段々と自分のいろいろなことを話し始めたということもあり、身近な存在になってくるんですね。

ぜひそのような形でいろいろな職種が入ってくるのが、チーム学校っていうことじゃないかなと思うので、弁護士の方も参加されるとよいと思います。

#### 【委員長】

もし弁護士の方に週3日ぐらい来ていただけるとですね、学校の調査の書類の見方も、法的な視点で見てくださいるので、非常にクリアに見える。こういう見方があるんだといったこともわかってきます。

そういう意味でも、スクールロイヤーといった法の専門家の方は大事な位置を占めています。

#### 【委員】

弁護士の方の考え方を出示してくださると、とても助かったと思っています。

#### 【委員長】

はい、ありがとうございます。

#### 【副委員長】

私自身オンブズマンもやらせていただいております、弁護士の方とは連日仕事をさせていただいておりますが、やはり今、何か少し重大事態に近い事態が起きると、ご家庭の方でも代理人の方をつけてこられて、きちんとした形で要望書を出されることも増えて



きています。そういう意味でも、今皆さんがおっしゃっているような体制整備というのは、必要なのかなと思います。

また、会議の最初に、片倉先生が子どもの人権ということで、やはり子供も発達に応じて意見表明をしていいんだっていう、そういうあたりですよ。私も学生たちに授業をしていると、「先生、子供の人権って言葉は大学生になってから聞いたけれども、子どものときにこの話をあんまり話題にしたことない」とか、先日改めて授業で言われて、もちろん、いろいろ今、各市で子どもの人権に関する条例が整備されているときですから、これからますます動いていくと思うんですけど、つくづくそうだなと思ったりしています。

それから一点だけ、タブレット端末を使った「こころの天気予報」なんですけど、都立高校が2年前にこのような心の天気予報をタブレット端末でやりたいてって言って、6校がモデル校としてやっていたときにちょっと進むような感じだったんですけど、例えば都立高校はこれを毎日やってみようっていうことで、実際6校は毎日やっていました。でも毎日やると、段々子どもちょっとマンネリ化してきて、ササっと一番右端につければいいのかなって、そういうふうにもなったんですね。

だから、どのぐらいの頻度でやるかとか、その運用が大切なんですよ。このスライド17のところは赤く出てきたところがアラートで、黄色はイエローカードっていう感じですけども、どういう形でそれに対して声をかけていくのかとか、また声をかけた後にどうなったのかですね、そういう、やっぱりその後の迅速な把握だけじゃなくて、対応があってこそそのものかなと思うんですね。これを例えばやった日にチェックして、それで、どのぐらいのタイミングで先生が対応できるのかっていうのもあるので、やっぱりその学校全体でこれを誰がどの範囲で見られることとするのか、やっぱり担任1人で見たら大変なので養護の先生も見られるとか、管理職の先生も見られるとなっていると思いますが、この運用のところをうまくやって、1人でも2人でもここでキャッチアップできて対応できたっていうような、そういうような積み重ねがすごく大事だろうと思っています。

先生たちの合意形成といったものをしっかりとしないと、クラスによって運用が違ったりとか、先ほどの作文の話じゃないですけど、本当に見てくれているのかなとか、そういったことはあるようですので、校長会などで説明をしながら進めていくというところかなと思いました。

#### 【委員長】

はい、ありがとうございます。

委員の皆さんから貴重な提言や非常に良い意見をいただきました。

私からも最後にですね、スライド18や26の、今後の対応というところが非常に良いプログラムできていて、府中の教育委員会は子どもたちのいじめの未然防止から、いかに早期発見を大事にして対応しているかという具体的な中身で示されています。

いじめ防止対策について、私はもちろん定義の法2条も大事なんですけど、大事なのは法3条だと私は思っています。

教育をやっている人間から見ると、法の理解ってなかなかできない部分もありますが、実は非常に人間的な側面を持っていて、法に書かれている3つの理念っていうのは、まさにスライドに書いてあるこのカとかキの理念ですね。

ですから、子供たちにやっぱり学ぶ意欲とか安心して学べるかそういうものをどう作るか、こういうふうに書いてあるように、まさに発見する、対話する、決定する、表現する。これが一番教育の基本なわけですね。先生方が各事業の中で生かしていただくとありがたいというふうに思っています。

それからもう1点、申し上げたかったのは、やっぱり重大事態があつていろんな調査が入るようになると、学校に非常に影響があり、普段の教育活動もある程度停滞することがあります。また、非常に疲弊していきます。

そういった意味では、弁護士の先生が、第三者委員会でそういう形で調査することが非常に有効な考え方になっていくので、そういう体制づくりを今後続けていくとよいなと思います。

最後になりますが、今回のスライドで掲げられているアからキの中身が、各学校で具体的に、どのように実施されているのか、来年度のこの会議で聞かせていただけるとすごく嬉しいなというふうに思っています。できれば私達委員も、市内の学校にお邪魔して授業や、いじめ防止に関する取組などを見させてもらおうといった機会があるとすごく嬉しいなというふうに思います。

委員の皆さん、何か他によろしいでしょうか。つたない司会でしたけれども、事務局の方にお返しします。

#### 【事務局】

それでは、その他といたしまして、ご報告させていただきます。

今年度は2回実施させていただき、来年度につきましても同様に、2回、委員会を実施したいと考えています。大まかな開催時期といたしましては、1回目が今年度同様に5、6月頃、2回目は11月、12月頃を予定しております。委員の皆様と日程を調整したうえで、開催させていただければと思います。

また最後に委員長からもございました、実際に学校の方に、そのうち1回は行って、学校におけるいじめの取組といったものもご確認いただけるような機会を設けたいなというふうに考えておりますので、その点も含めて日程調整し、内容も事務局で整理させていただければと思います。

本日の会議の事務局からの説明は以上でございます。

**【委員長】**

本日の会議を終わりたいと思います。

ありがとうございました。